

吸収合併に関する事後開示書面

2026年4月1日

株式会社アイビス

2026年4月1日

東京都中央区八丁堀一丁目5番1号
株式会社アイビス
代表取締役社長 神谷 栄治

吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

株式会社アイビス（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社ゼロイチスタート（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれの取締役会の決議を経て、2026年2月10日付で合併契約を締結し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

よって、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、本合併に関する事後開示をいたします。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2026年2月13日付の官報により、債権者に対して本合併に関する異議申述の公告を行うとともに、同日付で知れている債権者への個別の催告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）株主の差止請求手続の経過（会社法第 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議手続の経過（会社法第 799 条）

吸収合併存続会社は、会社法第 799 条の規定に従い、2026 年 2 月 13 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に関する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

吸収合併存続会社は、本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債、その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 4 月 9 日（予定）

7. 上記のほか、本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が
備え置いた書面に記載された事項

吸収合併に関する事前開示書面

2026年2月13日

株式会社アイビス
株式会社ゼロイチスタート

2026年2月13日

東京都中央区八丁堀一丁目5番1号
株式会社アイビス
代表取締役社長 神谷 栄治

東京都中央区日本橋堀留町二丁目7-1
人形町デュープレックス 1102
株式会社ゼロイチスタート
代表取締役社長 諸藤 哲耀

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社アイビス（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社ゼロイチスタート（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、2026年2月10日付で合併契約を締結し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は、完全親子間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム (EDINET)」によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 備置開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に、上記に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約の内容

合併契約書

株式会社アイビス（以下、「甲」という。）と株式会社ゼロイチスタート（以下、「乙」という。）は、両会社の合併に関して、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社）

第1条 甲（商号：株式会社アイビス。住所：東京都中央区八丁堀一丁目5番1号）及び乙（商号：株式会社ゼロイチスタート。住所：東京都中央区日本橋堀留町二丁目7-1人形町デュープレックス1102）は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下、「本合併」という。）。

（株主に対する株式等の交付）

第2条 乙は甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対して株式等の交付は行わない。

（資本金及び準備金等）

第3条 本合併に際し、甲の資本金及び準備金等の額は変動しないものとする。

（簡易合併、略式合併）

第4条 甲は、会社法796条2項に定める簡易合併の規定により、乙は、会社法784条1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

（効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日は、2026年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 乙は、2025年7月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日の前日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議のうえこれを実行する。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産または経営状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙が協議のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、本契約について必要な法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議のうえこれを決定する。

本契約の成立の証として、本契約の原本となる電磁的記録を作成し電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管する。

2026年2月10日

甲 東京都中央区八丁堀一丁目5番1号
株式会社アイビス
代表取締役社長 神谷 栄治



乙 東京都中央区日本橋堀留町二丁目7-1
人形町デュプレックス 1102
株式会社ゼロイチスタート
代表取締役社長 諸藤 哲耀



別紙 2

吸収合併消滅会社の
最終事業年度に係る計算書類等

決算報告書

第4期

自 令和06年08月01日

至 令和07年07月31日

株式会社ゼロイチスタート

貸借対照表

令和07年07月31日 現在

株式会社ゼロイチスタート

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	89,572,690	【流動負債】	29,021,822
現金及び預金	42,953,416	買掛金	8,547,634
売掛金	27,146,578	役員借入金	1,445,178
貸倒引当金	△ 162,000	未払金	4,124,261
仕掛品	17,499,190	前受金	3,630,000
前払金	2,135,506	預り金	255,749
【固定資産】	18,724,546	未払消費税等	5,378,000
有形固定資産	649,482	未払法人税等	5,641,000
工具器具備品	649,482	【固定負債】	49,949,000
無形固定資産	12,147,893	長期借入金	49,949,000
ソフトウェア	12,147,893	負債の部合計	78,970,822
投資その他の資産	5,927,171	純資産の部	
出資金	10,000	科目	金額
長期前払費用	881,371	【株主資本】	29,326,414
敷金	1,185,800	資本金	2,000,000
預託金	3,850,000	利益剰余金	27,326,414
		その他利益剰余金	27,326,414
		繰越利益剰余金	27,326,414
		(うち当期純利益)	17,346,893
		純資産の部合計	29,326,414
資産の部合計	108,297,236	負債・純資産の部合計	108,297,236

損益計算書

自 令和06年08月01日

至 令和07年07月31日

株式会社ゼロイチスタート

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	148,695,270	148,695,270
【売上原価】		
当期製品製造原価	79,320,624	
合計	79,320,624	
売上総利益		69,374,646
【販売費及び一般管理費】		55,490,198
営業利益		13,884,448
【営業外収益】		
受取利息	38,080	
受取配当金	200	
貸倒引当金戻入額	78,200	
雑収入	9,977,786	10,094,266
【営業外費用】		
支払利息	254,393	
為替差損	26,862	281,255
経常利益		23,697,459
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益		23,697,459
法人税等		6,350,566
当期純利益		17,346,893

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和06年08月01日

至 令和07年07月31日

株式会社ゼロイチスタート

(単位：円)

科目	金額	
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	4,800,000	
法定福利費	693,960	
福利厚生費	127,390	
研修採用費	235,250	
業務委託料	18,181,567	
荷造運賃	22,600	
広告宣伝費	2,912,744	
接待交際費	1,080,653	
会議費	1,174,441	
旅費交通費	889,965	
通信費	3,639,768	
水道光熱費	109,749	
備品・消耗品費	1,238,463	
新聞図書費	26,578	
地代家賃	5,445,126	
保険料	114,200	
租税公課	6,861,000	
支払手数料	1,691,414	
販売手数料	260,049	
支払報酬	1,805,209	
寄付金	200,000	
諸会費	26,800	
減価償却費	3,056,420	
長期前払費用償却	275,639	
貸倒引当金繰入額	162,000	
雑費	459,213	
販売費及び一般管理費合計		55,490,198

製造原価報告書

自 令和06年08月01日

至 令和07年07月31日

株式会社ゼロイチスタート

(単位：円)

科目	金額	
【材料費】		
【労務費】		
給料賃金	7,446,545	
法定福利費	1,180,484	8,627,029
【製造経費】		
外注加工費	82,325,124	
旅費交通費	344,740	82,669,864
当期総製造費用		91,296,893
期首仕掛品棚卸高		5,522,921
合計		96,819,814
期末仕掛品棚卸高		17,499,190
他勘定振替高		0
当期製品製造原価		79,320,624

株主資本等変動計算書

自 令和06年08月01日
至 令和07年07月31日

株式会社ゼロイチスタート

(単位：円)

株主資本

資本金

当期首残高

2,000,000

当期変動額

0

当期末残高

2,000,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

当期首残高

9,979,521

当期変動額

当期純利益

17,346,893

当期末残高

27,326,414

株主資本合計

当期首残高

11,979,521

当期変動額

17,346,893

当期末残高

29,326,414

純資産の部合計

当期首残高

11,979,521

当期変動額

17,346,893

当期末残高

29,326,414

個別注記表

自 令和06年08月01日

至 令和07年07月31日

株式会社ゼロイチスタート

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用。
尚、平成15年4月1日以後に取得した取得価格30万円未満の資産については 取得時に費用処理。

②無形固定資産

定額法

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理 税込方式

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 234,918円

社員との間の取引による金銭債務 1,445,178円

4 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数 20,000株

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 1,466.32円

一株当たり当期純利益金額 867.34円